

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	障害者総合支援法に関する事務 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関川村(以下「村」という。)は、障害者総合支援法に関連する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

関川村長

公表日

平成27年3月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づき、事務処理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①自立支援給付の支給決定及び対象者管理に関する事務 ②自立支援医療費の支給決定及び対象者管理に関する事務 ③地域生活支援事業の支給決定及び対象者管理に関する事務 ④補装具費の支給決定及び対象者管理に関する事務
③システムの名称	障害者自立支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者自立支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第84項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第108,109,110項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	関川村 住民福祉課
②所属長	課長 船山久治
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	関川村 総務課 総務班 関川村大字下関912番地 TEL0254-64-1476
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	関川村 総務課 福祉保険班 関川村大字下関912番地 TEL0254-64-1471

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる